

第15日目(9月19日)

議長(松原良道君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。ただちに本日の会議を開きます。

なお、南雲淳一郎君より葬儀のため午後3時より早退の届けが出ておりますので、これを許します。

議長 本日の日程は配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、第184号議案 平成17年度南魚沼地域広域連合一般会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議長 暫時休憩といたします。

(午前9時31分)

議長 休憩を閉じます。

(午前9時32分)

市長 (提案理由の説明を行う。)

収入役 (説明を行う。)

監査委員 (監査報告を行う。)

議長 平成17年度南魚沼地域広域連合一般会計決算全般に対する総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、平成17年度南魚沼地域広域連合一般会計決算全般に対する総括質疑を終わります。

議長 歳入の説明を求めます。

水道課長 (説明を行う。)

議長 歳入に対する質疑を行います。

腰越 晃君 6ページ、使用料のところでは真ん中ほどに付属施設使用料ということで、これは金城の里のことであると思うのですが、予算1,700万円のところ1,900万円ということで、200万円近い予算に対する大きな使用料収入があったということです。この施設について2点伺わせていただきます。

当初の予定よりもこういったはっきりいって営業成績が 営業成績という表現がいいのかどうか分かりませんが 良いなかで推移をしているわけですが、今後この施設をどのよ

うに市では取り扱いをしていくのかという点でございます。一般市民が使用する施設ですので、指定管理者制度の導入とかいろいろ考えられると思いますが、そうした場合の受け手等も含めた中で、どのようなお考えなのかお伺いしたいと思います。

あともう1点は、私去年は広域連合の議員もさせてもらっていたのですが、当施設については、一応管理上若干の問題があるということを知っています。いわゆるこの施設を管理されている方々の管理マニュアルがないという話があったのです。やはり市民の方々に温泉に入っていて、いろいろな事故等も考えられる。あってはならないのですが考えられる。そういう中できちんとした管理マニュアルが必要なのではないかとこの話を伺ったのです。そうした管理体制の問題について、やはりきちんとした従業員のマニュアルを策定し、それに沿った管理教育というものをやはりしていくべきではないかなというように思います。もし事故があった場合、市の責任等も問われると思いますのでその辺のところをお伺いしたい。以上2点をお願いいたします。

市長 この施設の今後であります、当面この形態で運営をさせていただくということになります。まだ、私も具体的な部分でちょっと検討したことはございませんけれども、結局温泉施設と実態はそうなっておりますが、建設の際にやはりそういうことでは非常にまずいということで附属施設。そしてごみ減量あるいは環境美化に対する啓蒙施設ということでこれを導入したわけでありまして、ですので、今おっしゃったように単にすぐ指定管理者制度によって管理をまかせられるかどうか。この辺も含めて検討はいたしますが、当面はこの形態でやらせていただきたいと思います。

管理マニュアルにつきましては、一時、あそこに勤務されております職員の皆さんの接遇の問題とかいろいろ出ましたが、今は管理マニュアルは作ってあるのかな。それはでは担当の所長に答弁させます。

環境衛生センター所長 管理マニュアルにつきましては、内部で協議をしながら作成をして、それに基づいて管理人から頑張ってもらっているという状況でございます。

腰越 晃君 管理マニュアルは昨年当時はないという話だったのですが、今現在は作成されていて、それに基づいて一応きちんと管理ができていくというふうには捉えてよろしいのでしょうか。今の答弁ちょっと曖昧に聞こえたのですが。

環境衛生センター所長 はい、そういうことでございます。

寺口友彦君 まず5ページの斎場使用料でございます。斎場については老朽化が進んでいるということで、たぶん修理をしながらの使用であったのではないかと思います。その中で17年度においては、連続使用できないということについての何か苦情があったかどうか。それをお聞かせ願いたい。

それから同じページのし尿処理場の使用料であります。浄化槽汚泥に比べまして下水道汚泥の方が極端に少ないということでもありますけれども、下水の整備がかなり進んでいるわけですが、つなぎ込み率が低かったせいでこういう状態なのかということをお聞きしたい。

それから7ページの家畜診療手数料であります。これについては牛に抗生物質をたぶんと

えていると思いますけれども、その堆肥を利用しまして市の方では有機センターで堆肥を作っているわけです。農林課長の方から説明がありましたけれども、その抗生物質については農林課長の説明どおり、高温で無害になるというふうに承知してよろしいのかどうかをお聞きします。

それともう1点は、11ページの職業能力開発の方の人件費分ですが、1名分で933万円といえば高額でありますけれども、職業訓練センターの方からちょっと高すぎるのではないかと、是正をお願いするというような話があったのか。以上4点をお願いします。

市民課長 斎場の連続使用に対する苦情等でございます。17年度の斎場で1日の最高というのが7件ございました。連続使用ができないということに対する苦情については今のところ聞いてはおりません。以上です。

家畜指導診療所長 ただ今の質問の抗生物質の件であります。抗生物質とは言っておりますけれども一応、抗生物質ではなくて抗生物質の細菌であります。これも細菌からできた物質でありますので前回農林課長が答弁したように、高温で死滅いたします。なおかつ家畜から排せつされる分は、極めて体内に吸収、分解されますので出てくる量も極めて少ないと聞いております。以上です。

水道課長 職業訓練センターの職員の単価でございます。これは人件費すべてということとで給料、手当、共済費 まあ保険ですね 残業代すべて入れておりますので900万円ということになりますが、本人はそれほどの大きな額をもらっておりません。以上であります。

環境課長 今ほどの質問の中で下水の汚泥が少ないというふうな話ですが、何と比べて下水の処理量が少ないと言っているのかちょっとその辺がはっきりしませんけれども・・・（「浄化槽汚泥、5ページ」の声あり）浄化槽汚泥の量が・・・すみません、ちょっと調べて答弁いたします。

寺口友彦君 それでは1点だけもう一度お願いします。人件費の問題ですけれども、要は職業訓練センターの方から、ちょっと高いのではないかというような、これはちょっとお願いしますという話があったかどうかということをお聞きしたわけなんです。お願いします。

水道課長 失礼しました。そういう話は聞いておりません。

関 昭夫君 6ページ衛生手数料の関係です。可燃ごみ、不燃ごみの指定袋の収入が上がっております。収入未済額があるということは、衛生センターから販売をお願いしている方に渡す時点で収入として上がるのか。そうではなくて販売した方が一般の方に販売した分としての申告で収入として上がるのか。その辺をお聞かせいただきたい。

それとこの在庫管理。出入りの在庫管理というか、袋の出入りがきちんと管理されているのかどうか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。特に、今までは継続して広域連合だったわけですが、この3月31日で解散、南魚沼市に引き継ぐということになると、販売品であるこういうものの在庫管理がきちんとなされて、その在庫の明細が当然市に引き継がれなければいけないものだというふうに思います。その辺がどうなっているのかをお聞かせ

をいただきたい。

環境衛生センター所長 第1点目の指定袋の販売の関係です。これは現金で仕入れている取扱店の方と、そうでなくて後納で、あとで振込みされるそういう方とございます。

それから在庫管理の関係ですが、これは毎月月末に職員がきちんと在庫を管理して確認をしているという状況でございます。

関 昭夫君 ということは衛生センターから出た時点で売り上げとして上がるということだというふうに思います。その在庫管理されたものがきちんと市に引き継がれたというふうに、答弁だとなっているのだと思いますけれど、在庫品があるということはそれが金額換算されているということですよ。当然この決算の中にそれが反映されているというふうに考えてよろしいわけでしょうか。

企業会計とは違うので販売原価という捉え方はしないというのもあるかもしれませんが、先ほども言いましたけれども、市に引き継ぐということになると厳密に言えばまだ売れていない品物を在庫として管理されているものは、原価として控除されていくべき話です。あるいは売り上げは当然上がっていませんけれど、そういうふうにならないと変な話になるのかなという気がしていますがいかがでしょうか。

市 長 今、関議員おっしゃっていただいたように、ちょっと企業会計とは違いますので、物品なり何なりの方にこれが上がっているということだけだと思います。在庫管理は適正にやっていて、そして市に引き継いでからも どの程度の枚数が引き継がれたかというのはちょっとまだわかりませんが、それらもきちんと検証はいたしますが 間違いなくそうして引き継がれていると。ですので当然ですけれどもこの決算書には上がってこないということですので、そういうかたちでご理解をいただきたいと思います。

関 昭夫君 なぜこんな話をするかということ、おっしゃるとおりだとは思いますが、たぶんそうなると思うのです。実は途中で今年度に入ってから袋が新しい料金体系のものに変わっているわけですよ。廃止されたものもあると。そうなる廃止されたものの在庫があるということは、結果としてきちんとそういうものが引き継がれていないとむだ遣いみたいな話になってしまっているのかなと。これがきちんとできて、切り替える時点でほとんどそういう在庫等を確認した中で切り替えられていけばいいのですけれど。そうでないと売らないまま在庫として処分してしまうとむだ遣いみたいな話になるのだらうと思って、確認の意味で聞かせていただきました。きちんと引き継がれていけば結構だと思います。

環境課長 今ほどの件であります。在庫についてはきちんと報告を受けておりますし、それから今回指定袋の変更で残ったものについては、有効利用を図る意味で湯沢と塩沢で分けながら、不法投棄の処理だとかボランティアで使う袋の時に使っているというふうな処理の仕方を、今しております。

環境課長 先ほどの寺口議員からの質問でございます。5ページのし尿の方の下水道汚泥の処理料と、それから6ページの可燃ごみの方の下水の処理料の費用の関係が、今年の決算では逆転しているということであったかと思っております。それらについては量的にはほとんど

変わってございませんが、燃えないものについては5ページに計上し、燃えるものについては6ページの方に計上をしたということで、きちんと分けて精査をしたということでありますので、量的にはほとんど変わっておりません。以上です。

議 長 ほか。

(「なし」の声あり)

歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、歳入に対する質疑を終わります。

議 長 歳出の審議は第1款から第9款まで全款の説明を受けた後、1款から3款まで、4款から6款まで、7款から9款までの3つに分けて質疑を行います。歳出の説明を求めます。

水道課長 (歳出の説明を行う。)

議 長 第1款 議会費から第3款 民生費までに対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第1款 議会費から第3款 民生費までに対する質疑を終わります。

議 長 第4款 衛生費から第6款 農林水産業費までに対する質疑を行います。

腰越 晃君 昨年の決算値をちょっと私はおさえていなかったのですが、2項2目の可燃ごみ処理費、18年度予算では確かトン当たり1万7,000円~1万8,000円ぐらいになるという予算組みがされていたわけです。昨年17年の2月に、我々は衛生センターに視察に伺ったわけです。その時の実績値としてはトン当たりだいたい1万2,000円という話だったのですが、この17年が終わった段階でどのぐらいの実績であったのかお伺いしたい。

それからもう1点、確か来年3月で設備を供用開始してから3年経つわけです。そこで一応、この施設を作りました川崎技研社の保証期間といいますか、瑕疵担保責任期間といいますかが終了すると思われるのです。その後の管理運営について当南魚沼市でやっていかなければならないということになると思うのですが、そのところは管理体制上問題がないのかどうかお伺いをしたい。2点お願いいたします。

市 長 前段は担当課でお答え申し上げますが、後段の今後の維持管理体制であります。ご承知のように非常に複雑な機械でありまして、なかなか職員でこのことをすべて熟知をしてやっていくということは大変無理があるなという感じが今、しております。したがって、ただ、全部委託が簡単にできるかといいますとこれもそう簡単なことではありません。でき得ればですが一部管理委託をしながら、将来的にはやはり全部管理をしてもらわないとなかなかその対応ができないなど。例えば故障という場合もわざわざ東京なり九州なりから川崎技研の職員が来てもらわなければわからないわけですし、対応できないとい

うこともありますので、そういう面も含めて徐々に徐々にそういう方向に切り替えていきたいとは思っておりますが、すぐにはできないと。すぐにはできませんので一部そういう非常に複雑な部分といいますか高度な技術のいる部分については、ちょっと検討を始めなければならないと。できれば来年度あたりからということも考えてはおりますが、これはまだちょっと結論を出したわけではありません。今はそれぞれ検討中でありまして。そんな方向でやっていきたいと思っております。

環境衛生センター所長 17年度のトン当たりの処理単価でございますが、1万8,000円かかっております。

腰越 晃君 1トン当たり1万8,000円というのは非常に高いと思うんです。でもしかし、こういう炉を選定してこれを使うという以上は、もう仕方がないことだと私は思っております。

そこでもう1つお伺いしたいのは、安全管理の問題です。細かい話になってしまいますが、昨年、溶融炉のごみが付着してその清掃をしなければならないという、ガス管のところですねそういった問題があったのですが。そうした維持管理のメンテナンス上の問題、こういったものは完全にクリアされたのでしょうか。

昨年は7月度、大規模にそういった検査、補修みたいなものを行ったと思うのですが、そういった問題点はクリアされているのかという点です。事故がないように運営していただきたいと考えるので、そのところについて1点お伺いをしたい。

それから1万8,000円かかっているということですが、見通してどうなのでしょう。今後増えていくという見込みはあるのでしょうか。

市長 今後のその見込みであります。下がる傾向というのは今のところ見当たらないのです。スラグを売れるようになればこれはまた、ですけれども、なかなか今のところはこれが下がっていくという方向はちょっと見出せない。ただ、ごみの質を変えていくという方向をとれば、火灰、あるいは投入する石灰等も相当違ってきますので、そうなりますと火灰処理も含めて単価的には若干は下がっていくのかなと。

そういうことも含めて今、ディスポーザー、生ごみの下水道処理ですね。その実験を始めたところでありまして、この実験の結果がきちんと出ますと、そういう方向に下水道を切り替えていきたいと。ディスポーザーに切り替えていきたい。そうしますと生ごみが相当量減量されるわけですので、その辺にちょっとの期待はかけております。現状のままでは下がる見通しは全くないという、上がるにしても下がる見込みはないというふうに、私は今感じております。

環境衛生センター所長 安全管理の関係です。職員があそこで処理業務に従事しているわけですが、施工業者いわゆる川崎技研からいろいろご指導をいただきながら、そういう方面での保守点検並びに定期点検等を実施して、極力事故、怪我等が発生しないような取り組みで現在進めております。

腰越 晃君 投入するごみの種類という話があったのですが、6月の一般質問でも関議

員もされておりますけれども、やはり投入していく内容をコントロールしていかないと、あの施設はコスト的な問題、それから窯の性能的な問題がやはりあると思うのです。市長は6月の答弁では攪拌が重要であるというような表現をされておりました。ただ、やはりどうしても一定のごみ量、一定のカロリー量、ごみのカロリー量をコントロールしていかないと、どうもあのシステムは効率的には、またあるいはダイオキシン等の有害物質の発生そういった面で問題があると。やはりごみのインプット段階でのコントロールが必要になってくるとどうしても分別回収。それからあのごみピット。あそこにはクレーンが1個あるのですが、あれで十分な攪拌ができるかどうかというのは疑問にも思っているのです。

私はその分別の方法まで。もちろんディスパーザーというもので解決できれば家庭の生ごみはもう今後減少していくということは考えられるわけです。けれども、やはり分別についてと、あともう1つはごみピットのごみの攪拌という面に関しては、やはり検討していく余地があるのではないかと思うのですけれども。その辺のところの市長の考えをお伺いしたいと思います。

市長 1つだけちょっと申し上げておきますが、今の状態であってもダイオキシンを含めて有害物質は出ておりません。これはきちんと基準以内、それより相当以下でありますから、今はそういうことは出ておりません。

攪拌のことにつきましては、今現在ピットに相当量の一番最初の時からのごみが下に溜まっているわけです。そこに下水道の汚泥があつたりいろいろで、これを攪拌しなければ今の中のごみを処理していくには非常に、ということで攪拌ということを申しあげました。議員おっしゃったように今後のことにつきましては、やはり分別、あるいはそのごみの減量、これにきちんと取り組んでいかなければならないと思っております。

毎度申し上げておりますが分別につきましては、旧六日町地区が、これを導入した際に火力が必要だというようなことで発泡スチロールも含めて入れてくれ、入れてくれと、生ごみと一緒に良い、ということをして1回やっちゃっているものですから、これを生ごみと普通の可燃ごみとに分けて、という部分が非常に難しい。難しいですけれども、いずれはやらなければならないと思っております。そしてディスパーザーを使って生ごみが相当量、減量できれば、分別もある程度また何と申しますか容易になってくるということです。そういう方向で検討を始めたということですのでご理解をいただきたいと思っております。

宮田俊之君 22ページの衛生費の中の8節と、13節の報償費と委託の関係で教えてください。在宅分ということで396万円ですか上がっておりまして、その下の方で休日救急医療業務ということで470万円ですか上がっております。ちょっと私にはこの業務の違いが分からなくて教えていただきたい。

それとその8節の報償費で500万円ほど不用額があがっているというのは、これはお医者さんが当初の見込みよりもはり付けられなかったと申しますか、ということで見込み違いだったのかということ。今後この休日医療に対してどんなふうシステム化を、と申しますか準備をされていくのかについてを市長にお伺いしたいと思います。

市長 前段の部分につきましては課長からご説明申し上げます。

後段の今後の休日救急診療の件であります。これは基幹病院の問題とも非常に絡んでまいりますので、当面はこの体制はやはり維持をしていかなければならないと思っております。基幹病院とこの周辺地域の医療体制を考える中で、この休日救急診療をどうしていけばいいのかというのを、これから考えなければならぬわけでありまして。当面は現状を維持していきたいという思いであります。

水道課長 22ページの8節の在宅分というのと、13節の委託料の内容の説明ということだと思えます。8節の在宅分は、これは日曜日の夜。昼間はやりますが日曜の夜を在宅で当番をしていただく先生の報酬でございます。それから休日救急医療土曜在宅ということで、土曜の午後と夜を委託というかたちの中で契約をしているということでございます。

もう1点は不用額が出ていると。500万円ほど出ているということで見込み違いではなかったかということでございます。これは不用額については、3月分の診療については4月分の支払いになりますので、その分がやはり500万円ほどの支出を市の方でお願いしているということでございますので、端数は出てきますが大きな差は出ておりません。以上であります。

宮田俊之君 今の説明はわかりました。そうしますと市長の答弁と合わせますと、土曜の夜とか日曜の夜も、医師の方が在宅ではあります但对応するというふうにとってよろしいのでしょうか。はい、わかりました。以上です。

牧野 晶君 まず25ページの可燃ごみ処理費全般についてちょっとお聞きします。今2基炉があるわけですが、年間予定稼働日数というのが年度の頭にでも決められると思いますが、それに対しての稼働割合というものがどのくらいなのか。要は例えば全部で200日やる、第1炉が右側の炉が、100日やる予定だったがちょっと故障で10日できまらなかったというのだったら90日になるというふうに思うのです。そういうふうな考えで、予定に対して実際何日稼働できたのかについて教えてください。

あとそれと今現在、スロープの修理をしているわけですが、あそこの焼却場の。そのスロープについてどういうふうな修理をしているのか。17年度に発覚したとかどうのこうのあるのですけれど、何か一説によるとちょっと荷重が、要はこれも強度が足りなかったなどというふうな話をちらっと聞いたのですけれども、その辺の説明について教えていただければと思います。

あと、その修理代。川崎技研がまだ金をもつと思うのですけれども、そのスロープの方の修理代が一体いくらぐらいかかっているのか、お願いします。

あと、将来的に、焼却場の値段、処理費がどんどん上がっていているという話ですけれど、今現在、川崎技研と話をしている例えば18年度、19年度、20年度、直近3年～4年ぐらいのトン当たりの処理料というのがいくらになっているのか、教えていただければと思います。処理費がもし出ればお願いいたします。

助 役 計画稼働日数と実働の稼働日数については担当課の方で説明申し上げます。

す。お話がありましたスロープの件です。これは今ご発言のとおり、当初の計画を途中で変えまして、そのように指示をしたのがたまたま行き違いがあったりしまして、当初計画どおりの荷重に対応するかたちで施工してしまったというふうに聞いております。

それで修理費用については、そういう状況でありましたので、川崎技研もちということで私どもの費用は一切出しておりませんので、いくらくらいかかるのかということはおさえておりません。

環境課長 可燃施設の稼働日数と予定というかその関係でございます。計画では280日を基本としております。平成17年度では2基でトータルで508日稼働しました。ですから1基あたりだいたい290日稼働するというようになっております。以上です。

処理費のことでございます。処理費については先ほど市長も言いましたように、減になる要素がないという状況であります。ごみについては稼働してから7年後、減らそうという目標になっておりますので、それに向けてごみを減らしながら経費も節減していきたいというふうに考えております。

牧野 晶君 荷重に対して。ではいくら修理費がかかるかわからないという話ですけれども、スロープの強度というのは、では何パーセントだったかは把握しているのか。あと何度も最近よくいわれているのが、瑕疵担保責任というのであるわけです。それが例えば3月。これが17年度に発覚したというふうな話ですけれども、そういうふうな点で非常にちょっと何が出てくるかわからない、びっくり施設的なものがあるわけです。そういう施設なのに、例えばいくら施設費がかかるか、修理費が今回スロープでどれだけかかるかわからないというのは、ちょっと姿勢としてよくないのではないかという思いがあります。

あとそれと議会の社厚、担当委員会や、あとあちらの広域連合議会当時、話があったのかもしれないですけど、どういうふうな話、議会には説明があったのかなかったのか。

あと発覚したのが去年、17年度のいつ頃なのかというのは結構重要。要は報告として今回のどういうふうな福祉センター問題というのもあるわけです。そういう点と絡めると非常に市民の感情として、何か陰でこそこそやっているなというふうに。2つもある。前段の方はオープンといえればオープンだけでも、なかなか市民の方に情報が最近、裁判とかの関係で出てこないというのがあるのです。例えばそれがさらにもう1つあって情報が全然市民に提供がないと、なんか陰でこそこそやっているのかなというふうに思えるようになるわけです。それは私、市民感情として間違いはないと思うし、議員としても間違いはないと思う。そういう点をどういうふうに考えてちょっと情報公開というか 情報公開などという言い方はしないですけど、姿勢としてよかったのか悪かったのかという点を単刀直入にお聞きしたいのがあります。

あとそれとトン当たり。将来については今、値下がりする要素がないというふうな話ですけれども、そんなことはわかっているのです。値下がりするなんて。値上がりはではいくらぐらいするのかというのを単純に聞いているわけです。

もう簡単に言えば、俺が民間の会社の社長であれば、いくら俺のところの施設の維持費が

かかるのだ、それでいくら売上をとらなければいけないのだと、そういうふうな計算になっていくと思うのです。だけれども経費がわからないというのであれば、それはもう会社の先が見えないわけです。どういうふうなあれをしていかなければ、それは行政の仕組みだから仕方がないというのかもしれないですけど、川崎技研とどういうふうな話を密にしているのかというのが全然見えてこないのです。そういうふうな。もうでたとこ勝負で予算が出てからトン当たりいくらですよ、決算が出てからトン当たりいくらでしたという。

川崎技研と本当に信頼関係を築いてやっているのか。ただ請求されて出るだけもうぼんぼんお金を出すという姿勢なのか。その点があまりいい姿勢ではないなと私は思うのですが、その点を。ちょっといっぱい質問になったかもしれませんが、よろしくお願いします。

市長 スロープの件につきましては、これは今年度出たのだよね・・・(「17年度末」の声あり)17年度末。それで私も報告は受けましたが。これがもし誤りであったら私がまた謝罪しなければなりませんけれども、人命にかかわるとかそういうことでもありませんでしたし、調査内容をもう一度きちんと把握してからということでありました。したがってまして議会の方に 私が、ですよ、これは私が感じたことありますから 特に議会にご報告するというほどの問題ではなかったという認識を私がしておりました。内容はこれから説明します。どういうことでどうだったという。

それからもう1つごみの件ですけども、実際本当にわからないのです。いつ何が出てくるかわからないということ、これは機械であれば全くそうですね。ただ、極力やはり今ぐらいのトン当たりの処理費で維持をしていきたいと。しかも長く使っていきたいというそういう思いでやっています。けれども、来年はどのくらいかかるだろう、再来年はどのくらいかかるだろうという試算というのは特にしていませんから、先ほど課長が申しあげましたようにこれからごみを減らしたり、そういうことの中で対応をしていって何とか処理費を減額していきたいと、そういう思いだけです。

川崎技研との信頼関係は別に悪いとかそういうことではございませんし、川崎技研も自分たちの瑕疵担保的な部分であればきちんとそれに対応していただいております。これはそういうことではないということであれば、こちらからやはりそのお金を払ったり。そういうことはきちんとやりながらやっていますので、信頼関係が非常に崩れているということではございません。

ただいつも申しあげておりますように、この溶融炉の技術が、非常にまだ何といえますか確立された部分というのがなかなか見えてこないものですから、その中でお互いが苦悩していると。川崎技研も相当な部分については、それぞれ自分たちの責任分野というものを相当自覚しておりますので、むやみに市の方、あるいは連合の方に請求をしていくという状態ではないということだけご理解いただきたいと思います。

助 役 それではスロープの件についてちょっと私の方からご説明いたします。先ほど申しあげましたように、当初の計画ではごみ搬入車を4トンで計画をしていたのです。4トン車で搬入しようということで。それで途中で、施工中に実際にはなかなか4トン以上

のものが入るだろうというようなことで、途中で10トン車に対応するべく構造を変えなさい、ということで川崎技研とその打合せをしていたというように聞いております。

それで実は17年度の末ごろにスロープの床盤にクラックが入りまして、これはなんだというようなことで調べたらどうもそこが当初どおり。構造物そのものが強度が足りないということではなくて、荷重に対して足りないということです。それで調べたら10トン車の対応になっていなかったというのが発見されたというふうに私は聞いております。

それでこれは途中で協議をしたにもかかわらずそれに対応しなかったということで、川崎技研も非を認めまして、係る費用については川崎技研が「全額私どもで直させてもらいます」と、こういうことだったので私どもの支出がなかったもので、実際にいくらかかるかというのは、私どもは支出がないわけですからおさえなかったと。こういうふうに聞いております。

牧野 晶君 ではまずごみの処理費の方に関してから言いますけれども、試算していないということですが、今後はやはり試算をしていくべきではないのかなという思いは、当然間違いなくあります。川崎技研さんと今後話をしてというふうな話をして川崎技研さんが本当は、これはやっぱりトン2万いくらかかるかもしれないというふうに、もうすでに思っているかもしれない可能性があるわけです。

やはりしっかりと打ち合わせをしていかなければ何にもならないのではないのかなと、市民に説明ができないから将来的には一体いくらになるのかだって、今、川崎さんがでは負担している部分はいくらになるのだというのも計算されているのか。こういう質問の方がいいですね。川崎さんが目に見えない修理費でやっているわけですよ。今のスロープの答弁ではないですけど、スロープは川崎技研さんが面倒を見ているのでうちは負担することがないので聞きませんでした、ということですけど。

そのスロープに関しては川崎技研さんが全面的に非を認めたということになるわけですけど、そうではなくてそういう問題が仮に出てきた時に、今度は瑕疵担保責任が終わってその間。その時に今度は市の負担する部分、トン当たりこの1万8,000円、17年度決算でいえば1万8,000円にプラス部分というのが出てくると思うのですけれど、川崎さんとそういう「川崎さんお前のところはトン当たりいくら負担しているのだ」というふうな話というのは当然しなければ先が見えないわけです。その試算というのをしたのかしてないのか。してないのであれば たぶんしていないのだろうと思うのですけれども する必要があるのではないですか、と私は思うのです。

スロープの荷重に関しては、議会に報告するほどのことではないというふうなあれかもしれないですが、逆に言ってみれば、やはり1回ものがあるわけですよ。そういうふうなちょっと問題が起きたものがあるわけですし、やはり逆にちょっと今度はこそこそ隠そうとするのではないかというふうな市民感情が、当然説明・・・

議長 質疑は簡潔に。

牧野 晶君 はい。という思いがあるので、そういう点からちょっと誤りだったのではないのかなと思うのですが、その点よろしくお願いします。

市長　ごみの単価の予測といいますかは、当然、予算を立てる時にいろいろの部分は予測するわけですから。そうしますとその年度はだいたいいくらぐらいでいい、という部分はそれは出ます。けれども、2年も3年も先の単価の予測というのは非常に立てづらいし、例えばそれを立てて公表した際には、安くなればいいですけどそれからまた上がるなんて、そういう行政に不信感を持たせるようなことだけはやはり避けていきたいと。安くしようと思ってやっていることだけは事実であります。

それから川崎技研がどの程度の費用を負担して今やっているかというのは、それは調べればわかるのかな・・・調べればわかると思いますが。それから瑕疵担保期間と、例えば今のクラックの関係ですけども、瑕疵担保というのは通常のきちんとした仕事をして、なおかつその中でのことです。間違っちゃってしてしまったとか、不正をやってしまったとかなどというのは、それは担保期間なんてずっとありますから、それが見つかればそれはそれなりに対応していただくということになります。

それを議会に私がお報告を申し上げなかったということで議会の皆さん方からお叱りを受けるのであれば、甘んじて受けなければならぬ。今後、気をつけていきたいとは思っておりますが、なかなかそういう部分まですべて報告をとということについては、若干どこかでそうすると議会の皆さん方から線を引いていただかなければ、報告をするほどのことでもなかったと思って皆さんがそうではなかったと言えば、それは報告しなくて悪かったということになるわけですから。それはひとつまた議会の皆さん方で十分ご検討をいただいて、私どもも検討はいたしますけれども、そうそう100パーセントのご報告はできかねているということだけはご理解いただきたいと思っております。

環境課長　費用の件でございます。確かに議員が言われますように長期的な展望に立たなければならないというふうな考え方は持っております。現在、財政健全化の中でやはりその費用のを財政から求められております。この前の打ち合わせの中で、今の施設についてパーツごとにほとんどなっているものですから、何年にこれが壊れて耐用年数がくるとかそういうものはわかりますので、それらについて定期費用等を含め、それから管理体制の問題も含めて今、試算するように指示してあります。

それからスロープの件ですが、確か今になったことにつきましては、17年度の中で発覚してわかったのですが、施工することは簡単にできるのです。けれども、ではそれがどういう影響が基礎にあるとか、どういうものが出てくるのか、それらを検証する時間があったということ。それからやはり施設を止めながら仕事をするという休みの関係もありまして、今日に至ったということ。本来なら17年度中に直したかったのですが、そんなことでちょっと遅れたということになります。以上であります。

助　　役　今現在の故障の問題と、瑕疵担保が来年の3月31日でなくなるわけですが、それ以後の関係です。今現在でもそれぞれ担当と川崎技研とでは、故障が出ますと何が原因で故障が出たのか、それと原因が当時の提案とどう違うのか、それをまず検証させます。そうした中でこの責任は、提案をした川崎技研の方にあるのか、それとも使用方法に

よって我々の方に非があるのか。それによって費用をどうやって持つかということで、これは今現在でもそういう検証をしていますし、来年の3月31日以降はなおのことこのかたちをしっかりとしていかなければ、瑕疵担保責任がなくなったからすべて行政側ですよというかたちではないと思うのですね、故障の原因。そして今後どうやれば故障が出てこないのかということも含めて、今のうちから川崎技研とコンサルを入れて協議をしておりますので、今後ともそういうかたちで対応していきたいと考えております。

議長 休憩といたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

(午前11時05分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時20分)

議長 質疑を続行いたします。

岩野 松君 25ページの賃金についてお聞かせください。非常に額が多いなということとありますけれども、臨時職員だということですが、これはどうかたちでの臨時職員であるのかということと、雇用の中身がいわゆる公務員の臨時職員みたいなかたちであるのか。まずお聞かせください。

環境衛生センター所長 この臨時賃金の関係は、公務員の地方公務員法第22条第5項の規定に基づく職員の雇用でございます。(「人数は」の声あり)

人数は、受付が2人、交替勤務者 運転の方に従事する職員ですがこれが8人、それからプラットフォーム、一般の皆さんがごみを搬入してきた時の交通整理員これが2人ということです。

岩野 松君 そうすると受付とかプラットフォームの2人というのは、臨時対応でもなのかなという思いはありますけれども、実際に機械のそのあれに従事したり燃やすところにいる人の8人というのは、常時何人体制のうちの臨時が何人になるのかということをお聞かせいただきたい。

先ほどの市長の答弁の中で非常に複雑な部分が多いと。これは最初に作る時から突然そういう言い方は悪いのですけれども、突然 現れたみたいな感じのやり方で、この会社そのものも私の聞くところによると、広域で考えられていたのではなかったと。そういう意味では確かに複雑であり、しかも1,800度近くで熔融しなければならないのに蓋は1つしかないとか、そういうのを見ると本当に。私が最初、どうかたちで燃やすのかと聞いた時には、ごみを押し込むことによって下から熔融して行って、順々に押し込んで行って蓋をすると。私は、いったん入れてそれが燃えたらその間に次のを入れておいて、またそれがおりてするのかと思ったら、そうではないということもお聞きしまして、えらい面倒だなという思いもありました。

そういう意味ではこれは本当に100パーセント良かったというものでないし、もともとこれを作る時から熔融炉というのは、市長が言うように、今はまだ完全でない時代ですよ。そういう中であえて見切り発車したという中で、かたちも違ったからいろいろ問題が出て

きているというふうに私は思っております。

そういう意味でその臨時で非常に対応している点について、このままでいいのか。先ほど市長は委託を考えているというふうになるのですけれども、委託になると先ほどの腰越議員の言うように、どうかたちでどうなるというのも次々出てくるかと思えます。まず臨時の部分でいいのかどうなのかというのを、もう1回お聞かせください。

環境衛生センター所長 臨時の方と申しますか、第1班から第4班まで班がございます。第1グループ、第2グループと言った方がいいのか。その1つのグループが4人体制になっております。それで1つのグループの4人体制の内訳は正職員が2人、臨時職員が2人。それで1グループ4人という内容でやっております。

岩野 松君 その4人体制の臨時の仕事と正式雇用の仕事というのは、どこで差があるのですか。もしあれだったら私はここは、やはり臨時でない対応にすべきかなという思いがするのですけれども、いかがでしょうか。

環境衛生センター所長 仕事の内容としましては、各種点検をプラットホームの中の機器等を点検をして回ると、あとはあそこに制御室がございますのでそこで監視をする内容、それからごみを投入するクレーンの操作。そういった仕事の内容がございますが、データを管理したりするのに臨時の方が付いたり、クレーンの運転に臨時の方が操作に付いたり、そのほか時間によって各種プラントの中の点検をする時、一般職と臨時の方がペアで巡回をして点検をしてくる。というような作業内容で取り組みをしております。

市長 臨時対応でいかがかというお話ですが、仕事の内容そのものは、今お話申し上げたとおりであります。ごく専門的な部分をお願いしているということではありませんけれども、似通ったような仕事をしているということではあります。ではそれでいいのかというと100パーセントそれでいいということではございませんけれども、これはやはりずっと今までもそういう対応をしてきておりましたし、特に問題が生じたということでもありませんでしたので、こういう対応でやってきている。

これを全部正職ということになりますとまた非常に費用の面でも問題が出ますし、いずれは先ほど申し上げましたように全面的な委託方法を考えておりますので、ここで職員を増やすという方向にはまあいかなない。

保育園の臨時と申しますか、これも正職以外に相当の臨時の方が、お産代休とかそういうことではなくて時間的な部分とかそういうことでやっておりますので、これらも長い将来には公設民営という部分も考えているという方向で、極力職員の採用を抑制していくという方針に基づいてのことです。

和田英夫君 労働費でちょっとお伺いをします。これは支出としては160万円ほどの施設管理費が出ているわけです。前にちょっと伺ったのですが、今議会初めての決算ですから改めて伺うわけです。これはおそらくあの当時は塩沢の町長が、職業訓練協会だか何かそういう名目の代表で管理運営をされていたように聞いているのですが、おそらくそういう流れでやられていると思うのです。負担金で1,900万円ほど各町で負担をしながら、それは

おそらくそういう協議会なりに流れていると思うのです。これは大事なところですから、ひとつその辺の内容をちょっと詳しくお知らせいただきたいわけであります。

財産台帳に確かに職業訓練センターで2,500平米ほど持っているわけですが、備品では短期大学という名目で7項目ほど掲載されているのです。わからないわけではありませんが、なんとなんとなくその辺が一貫性がないような気がしますので、ひとつ詳しくお聞かせください。

水道課長 お答えいたします。5款の職業訓練センターにつきまして、現在会長は南魚沼市長でございます。

そして支出につきましては、これは負担金で施設の整備の備考欄に書いてございますが、施設の委託分を計上しているところでございます。昔のことは人から聞いた話でございますが、この費用の負担についてはこれをやる時に、項目備考欄についている項目だけは連合が持ちましよう。それ以外は訓練センターで持とう。その根拠としては、歳入で土地の貸付収入で、財産貸付収入は8ページに職業訓練センター土地賃貸料というので183万7,000円ほど上がってございます。このお金は県の開発機構、国から県が受けて、また県は連合に受けるのですが、その費用のところの分ぐらいいいのではないかとというようなことで、何か決められてずっときているようでございます。一応の支出についてはそういうことでございます。

あとこのほかに一般会計で、要するに連合の事業としてではなく支出している分もございますが、連合の決算としては施設の整備費ではなくて、維持管理分を計上しているところでございます。以上であります。

(「備品」の声あり)

水道課長 備品については、これは連合の財産ということで連合の方が取得をして、その建物に備品として備えてあるということでございます。要するにその建物の中に今この備品があるということでもあります。

和田英夫君 職業訓練センターの云々についてはもう承知をしているわけですが、ところがここには、短期大学ということに表に出てこないのです。やっていることはだいたいわかるのですが、帳簿上なり、連合組織の中では今、市長が代表なりのその運営委員会だか運営協会が実際やっているわけですから、そういう面では備品という表現の仕方が私はいかなものかと思うわけであります。

それでここに私どもは、決算に係る主要な施策の成果ということで資料をいただいているわけですが、直接的に連合としては施設管理の160万円直接なのだとこういうことです。ですが、やはり今この職業訓練の意味合いというものは、ここで改めて議論をするまでもなく非常に大事なわけですし、それなりに皆さんが訓練センターなりを利用されているわけですから。少なくともこの中に、どなたが実際管理してなさろうがやはりきちんと、どういった皆さんが利用し、どういうふうな訓練を受けているかというぐらいいいことは、ここに表示なり示して市民にお知らせするというのが、私は筋にはそういう方が大事だと思うので

す。

直接やっていないのだからあとは知らないのだということ。あるいはともすればお金の使い方が、ちょっと一段、二段先にいくとちょっと不明瞭で我々がわからないということであっては実はならないわけですから、この辺はやはり。これは17年度の決算ですからあれですが、今後はというふうな気がしますけれど、どなたかありましたら。

水道課長 財産のお話がありましたが、53ページに財産の内訳がございます。今、議員さんが言われているものについては、建物、土地についての管理を、ということでありますので、53ページの下の方から・・・(「それは見ているからわかります」の声あり)ということで53ページ、54ページに記しております。

それともう1点はサンテックに、また委託しているのです。県から連合がして、連合からまた訓練協会の方へ委託しています。お知らせをせよというのはもっともでございますが、一応、職業訓練校サンテックスクールのホームページでしているということで、あえて連合としては事業としては、こういう事業を持っているということだけで、リンクはしておりますが特別はしていないというのが現状でありました。以上であります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第4款 衛生費から、第6款 農林水産業費までに対する質疑を終わります。

議長 第7款 消防費から第9款 予備費までに対する質疑を行います。

岩野 松君 ちょっとお聞かせ願いたいといひますか。消防費の33ページですけれども、一番最初に消防審議会委員8人というのがあります。その審議会委員というのはどういふことをされるのかまずお聞かせいただきたいのです。それからあれしますがちょっとすみません。

消防長 消防審議会委員の仕事の内容でございます。まず私ども整備計画を立てております。そうした中で5カ年間の整備計画、そして1年ごとにはその整備のローリングをするわけでございます。予算案を作成の時に、来年はこのようなことで整備をしたいというご意見を聞く場でございます。あと、消防のこれからの、例えば消防緊急援助隊に登録するとか、そういうのを審議していただくような機関でございます。

岩野 松君 ちょっと勘違いしたかもしれません。実は一般質問の中でもちょっと出たのですけれども、職員の飲酒運転が今、非常に問題にされております。それでこの年度かその前の年度かなという思いですけれども、広域でそういうことがあったと。6カ月の停職だったというふうに、市長はその時の答弁を行いました。そういうのはこの審議会委員の中では議題になるのかという思いでお聞きをしたのですが。

今、非常にそういうことでマスコミなどでも免職にするという条例を作られているのがありますが、県の段階ではまだないように聞いています。私、ここではどうなのかなということ。それと、その時の・・・それから消防の問題の中で、その後ですけれども、もちろん

常備職員ですが、非番の方が火事があったって緊急指令で出てきてなったのか、火災現場でやはり飲まれている方がいたという話もちょっとお聞きしたことがあるのです。そういう飲酒について、特に運転していたかというのは別だと思っていますので、私は、関係ないのかなと思いますけれども、この6カ月の停職の方は、この管内での事故ではなかったから軽かったのかなという思いもあるのですけれども、そこら辺どうなっているのかちょっとお聞かせください。

市長 停職処分をした職員が、消防だとか何とかと私はまだ申し上げたこともありませんので、その点についてはちょっと明言を避けますけれども。これは特別、審議委員にかけたとかではなくて、それぞれの上司と私と相談をいたしまして、事例も勘案しながら、そして前歴等も勘案しながら処分をしたということでありまして、管内ではありませんでした。

それからもう一つ。今、公務員による飲酒運転ということが非常に大きな問題になっておりまして、先般の新聞紙上の調査にもうちの総務課長が答えて、あそこに表が出ておりました。今の状態であっても飲酒運転で死亡事故を起こすと即免職ということでありまして。それ以上にもっと厳しくという部分もありまして、これから検討していこうということで「検討中」というふうに私どもの市は答えております。

それから火災の際に非番の職員が、というこれは、非番の職員がいわゆる職業意識で。本来は出て行かなくてもいいわけですね、非番でありますし。ただ、そういう責任感的な部分で駆けつけたということでありまして、別に運転をしていったということではありませんし、その現場にいて赤ら顔をしていたとか、酒臭かったとかというのが雑誌に出ておりましたけれども。それについても相談はありましたが、それは気をつけていただく。他の人から見れば非番であったかどうかということが非常にわかりづらい部分もありますので、そういうことについてはちょっと気をつけてもらわなければなりませんけれども。特に処分をするような内容ではなかったということで、それについては不問というふうに私が決裁を下しております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第7款 消防費から第9款 予備費までに対する質疑を終わります。

議長 以上で第184号議案 平成17年度南魚沼地域広域連合一般会計決算認定についての質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

第184号議案 平成17年度南魚沼地域広域連合一般会計決算認定について、本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立。よって第184号議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時といたします。

(午前11時41分)

議長 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議長 日程第2、第187号議案 南魚沼市勤労者福祉センター条例の制定について及び、日程第3、第188号議案 南魚沼市福祉センター条例の制定についての2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

宮田俊之君 1点、建物の利用についての確認をさせていただきます。市の名前がついたこういった建物の使用に、外部の業者さんで物販とかサービスの契約を、商売について結構、問い合わせとか利用があると思うのです。どうしても、特にお年寄り向けに非常に高額なものを契約させたりというような商法がありまして、その際に市の名前のついた建物というのは、勘違いして市がその商売を認めているというようなことで、後々トラブルになっているケースを私は耳にするのです。

この指定管理者制度が入りまして、ある程度利用料金も取らなくてはならないという中で、その辺の基準と申しますか、そういったものはどういうふうに設けられているのか。それについてもし行政が消費者センター等に問い合わせれば、過去のトラブル等を教えていただけるケースもあるのではないかと申すのです。その辺をどういうふうに保護していくのか、その1点を教えてください。

福祉課長 この条例の中には、そういった物販等の利用については制限していないわけですが、先ほど申し上げました設置目的に反する部分については、当然利用を制限していくというふうなことになります。それで今ほどのように具体的などといった業種の方が申し込みをしてくるかそれぞれによって、また具体的に点検をしながら、今ほど言われましたようなトラブルが発生しないように、許可の段階できちんとチェックをしていきたいというふうに思っております。

岩野 松君 利用料金についてお聞きします。特に勤労者福祉センターの方の多目的ホールなどでは、体を動かしたり、市内で会員を募りながら毎週借りるとか、そういう借り方をしている団体もないばかりではないと聞いております。そういう場合でも、1回3,000円とか午後は2,500円とかたちになっていて、例えば毎週水曜日に使うとか木曜日に使うとかというのが入っている場合は、若干安くなるかどうかということとはできないのでし

ようか。

福祉課長 減免の制度等がないわけではありませんので、またそういったサークル等が
どういう利用をしているかによって、そういった検討も可能かと思いますが、基本的には1
回いくらというふうなことで料金をいただくと。あと社会福祉団体等の利用については、こ
れは減免していくということで基本的には考えております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 第187号議案 南魚沼市勤労者福祉センター条例の制定についてに対す
る討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第187号議案 南魚沼市勤労者福祉センター条例の制
定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第187号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第188号議案 南魚沼市福祉センター条例の制定についてに対する討論
を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第188号議案 南魚沼市福祉センター条例の制定につ
いては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第188号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4、第189号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正につ
いてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第189号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第189号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第190号議案 南魚沼市乙種特殊索道条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第190号議案 南魚沼市乙種特殊索道条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第190号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第191号議案 財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第191号議案 財産の所得について(小型動力ポンプ付積載車)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第191号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第192号議案 南魚沼市立上町保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 今、公募によってということで保育所としては始めてのかたちだったのですが、2者からの公募があったということです。けれども、それが審査の日に取り下げがあったという説明を受けました。この道灌山というのは、私も初めて聞いた施設、場所であります。設置しているいろいろなことをやっているのは、東京の中の保育者とかそういう事業をしておられる方かなというのを聞いていたのですけれども、公募をする資格というのはどういう点にあったのかをまずお聞かせください。

前には「県内までは」という言い方をされていたと思ったのですが、この関係者に塩沢町出身だというのは聞いておりましたけれども、公募のあれがあるのかどうなのかということ。そしてその他この旧南魚沼市の中には、他にこういう施設をやっておられる方もありますが、そういう方からは全然打診も何もなかったのか。まず第1点お聞かせください。

子育て支援課長 それでは応募資格の関係で道灌山心育会はどうだかということでございます。指定管理者の募集要項の中で2番目といたしまして、応募資格を定めて応募受付をいたしました。その内容といたしましては、新潟県内で認可保育所を運営している法人、あるいは幼稚園を運営している学校法人、及びその他の団体であって欠格事項に該当しないというのが応募の条件でございます。

それを受けまして道灌山につきましては、昭和55年7月でございますが、旧六日町の坂戸山の麓でございますが、麓のところに道灌山学園坂戸自然学園を開設して現在に至っております。さらにその内容といたしましては、幼児宿泊保育、あるいは保育専門学校専用の、あの当時はスキー場として寮みたいなかたちでやっていたということ。また保育宿泊施設として運営している法人であるため、応募資格については的確であるという判断で応募を受け付けたものであります。

それからもう1点、県内あるいは市内の中にほかの資格のある団体の応募がなかったかということでございますが、もう1団体、いろいろなことで打合せはさせてもらった保育園を運営している法人がございましたが、今回正式な応募には至らなかったということでございます。以上です。

岩野 松君 最初のあれとすると、私もその坂戸にある自然学園というのがどうい
のかわかりませんでしたけれども、そういうことであっても資格があるというふうにみなされ
るということなんてちょっとなど、私は疑義があります。

それとこの内容ですけれども、19年度の入園時の見込みには、ゼロ歳児は募集に入っ
ていないのですけれども、ここはゼロ歳児は受けないというもともとの設定になっているのか
どうかお聞かせください。

子育て支援課長 新たに開設をするこの上町保育園でございますが、その中におきまし
ては、今、保育園で実際取り組んでいない新たなメニューも課した中でやって欲しいという
ことで、募集要項の中に定めてあります。その中にゼロ歳児保育も当然メニューとして入っ
ております。ですからそういうのを運営するというを前提に応募していただいたという
ことでございます。それで、行います。

岩野 松君 行うのですか。

(「行うということはするということです」の声あり)

岩野 松君 この入園児見込みというところには、乳児というところはずっとゼロにな
っていますけれども、行うのですか。

子育て支援課長 現在の上町保育園では入っている方はおりませんが、新たにできる施
設につきましてはそういう機能も付加した施設を作りますので、来年の4月1日からの募集
にあたっては、そういうゼロ歳児保育からも全部受け入れをしながらやっていきたいという
ことで、指定管理者に前提をするものでございます。

関 昭夫君 この資料の中を見ていきまして事業計画。初年度分だけですが費用として
6,220万円ぐらいの見込みを立てているということです。市が直営でやった場合どのくら
い違うのか。その辺をまずお聞かせをいただきたいと思います。

子育て支援課長 この事業計画の収支計画書につきましては、国の定めた基準で想定さ
れる人数をある程度規定をした中で積算をしてもらってあります。したがってその基準
で市の方でやったらどうかということにつきましては、この基準ではちょっと算出がしてご
ざいませませんが、ただ、国の定めた運営基準額と市が行う保育支弁総額のトータル的には約3
7パーセントぐらいから32パーセントぐらいの差が生じてきております。ですのでこの運
営をすることになった場合に、その6,000万円近くで委託をできる部分と、その32パー
セント増ぐらいが必然的にかかるだろうというふうに思っております。

関 昭夫君 基準云々という話なのですが、違うのはおそらく人件費の分だろうとい
うふうに思っています。当然、平均保育士の平均の人件費をかけて人数とやれば、差額が出
るのだと思いますけれど。保育の質ということを考えた時に、この程度の人件費の陣容で市
の保育士の質が確保できるのか。確保できるのだとすると市の保育士が直営でやれば、もっ
と高度ないい質が確保できるのかという気がします。指定管理で民間に任せるからなんでも
安ければいいのだということでは決してないと思うのですが、その辺の見解をお聞かせいた
だきたいと思います。

子育て支援課長 現在すでに指定管理者制度にのせて、めぐみ野保育園をすでにもう今年度からやっているわけですが、それも同じ積算基準でやっております。ただ、今お手元に資料を出してご提示してある6,000万円近くの関係であります。これは一定の積算をする段階で、申請される法人さんがどういう人数区分でやったらいいかというようなことがわからなければ積算ができないだろうということから、国の単価を示して、今入っている人数これで固定してくださいというかたちで、ルールどおりにはじくとそうなるということでもあります。

実際には、実際の決算書を見ていただければわかりますが、それぞれ1億円近い委託料を払っているわけですから、現実的にはもっと人数がいっぱい入ってきてこの金額が上がるだろうと思います。が、計算をした段階ではそういうことでしばって計算をしていただいたということでもあります。

ただ、市の方で、では人件費が高いから保育の質が上がるかということ、そういうことで市の方の保育が質が落ちるわけではございませんで、一生懸命取り組んでいるわけです。ただ、同じ保育、あるいはちょっとメニュー的に増やした中でよりすばらしいといえますか、いわゆるフットワークの良い保育ができるのであって、しかもその経費が安くできるというのであれば、市全体の税金の使い道から見たならばコスト面からも考えた段階では、同じ保育以上ができるということであれば、そちらの方の検討もする必要があるだろう。そういうことで私どもは公設指定管理者でいきたい、ということもございます。

関 昭夫君 指定管理者が悪いということを行っているわけではなくて、私も賛成の方の立場ですので。ぜひ、質を落とさないようにまた管理を請け負う業者さんというか側と十分な検討をいただいて、費用が安くて質も落ちないきちんとした対応をしてもらえればいいと思います。たまたま資料で見る限り、単価まで設定されているということになれば、こういう数字にしかならないのだということに理解をしました。

佐藤 剛君 1点だけ確認をさせていただきます。計画書を1枚めくって1ページのところですか。従業者はのところですが、保育士9名ということで状況によって職員を配置ということになっているのですけれども。新たな公設民営ですので、移行期というのが非常に難しいと思うのです。その移行期については民間の職員さんと職員が一緒になってやらなければ、なかなか対応ができないということは理解ができるのですけれども、ここの書きたての意味といいますかをちょっと説明していただきたいと思います。

子育て支援課長 ここにある関係の出された計画書の中では、一応、国基準でゼロ歳児の場合3人に1人、あるいは1～2歳児は6人に1人という保育士の配置基準がございます。それに基づいてはじいてくるとこれが最低のラインだということで、計画書を出されています。この基準が国基準を下回っていないということでもありますので、それはそれでよろしいのだろうと思います。

ただ、現実的に現在、上町保育園でどれだけの職員がいるかということも当然出てくるわけですから すみません。ちょっと私が聞き間違えましたけれども 保護者の説明会な

どをしてく段階で、引継ぎのところの部分が一番問題だと。保育士が全員入れ替わるというような部分が一番不安視されている状況でございます。仮に指定管理者で4月になったとしてもその間、いわゆる混合保育といいますか新たに指定管理者になられた団体と、それぞれ職員が入れ替わるなどの工夫をしながら配置をしてやっていただけないかというお願いを、私もこれからやっていきます。保護者の皆さんのご要望もそこに尽きるわけでございますので、そのところは意を用いてやっていきたいということでございます。

佐藤 剛君 移行期の時期はわかりました。ではそういうことであれば、移行に伴ってということで、恒常的に出向なり派遣なりという考え方ではないということでしょうか。

子育て支援課長 移行にあたりまして保育士との連携が一番大事なわけですが、4月1日に全部変わるというのはいかがなものかというようなことも指摘をされています。ともすればこれから指定管理になった団体と子供たちとの慣らしといいますか、そういうのは実践していきますが、それが期間が足りないでどうしてもまだ上手く移行ができないというような事態が生じたならば、ある節目までは市の職員からも若干応援をしていただくような体制も、これからは考えていかなければならないかというふうに考えています。ですが、今、ではこの何月に何人ということまでは考えていませんが、行く行くはそういうことも考えなければいけないかというふうな考え方でございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第192号議案 南魚沼市立上町保育園の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第192号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8、第193号議案 市道の廃止についてから、日程第10、第195号議案 市道の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。3件について提案理由の説明を求めます。

建設課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第193号議案 市道の廃止についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第193号議案 市道の廃止については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第193号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第194号議案 市道の変更認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第194号議案 市道の変更認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第194号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第195号議案 市道の認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第195号議案 市道の認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第195号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第196号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議 長 採決いたします。第196号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第196号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は明日9月20日午前9時30分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後1時50分)